

## 断熱リフォーム工事の基準

住まい快適リフォーム助成事業補助金のうち補助金加算制度（断熱改修工事）を受けるためには以下の①～④のうち2つ以上満たすことで1室の外気に触れる部分が断熱される必要があります。なお、1つ満たしただけで空間の断熱が達成される場合は、この限りではありません。補助金加算制度（断熱改修工事）を受けたい場合は、別紙「断熱リフォーム工事チェックリスト」を添付資料として提出してください。

### 【外気に触れる部分の断熱とは？】

例えば1階または平屋のダイニングの場合、壁を隔てた先が屋外である壁及び床、天井に断熱材を設置する工事であり、加えて、窓がある場合は窓を断熱窓にする工事です。

※2階建ての1階部分の場合は、天井の断熱材設置は不要です。

【例】右図の間取りのダイニングを断熱する場合、赤色の壁面及び床、天井の3面に断熱材の設置が必要です  
また、窓が設置ある場合は断熱窓にする必要があります  
※その他の壁は他の部屋と接しており外気に触れていないため断熱されていると解釈します。



## 以下、工事内容ごとの基準

### ① 窓の断熱改修工事を含む場合

1. ガラスの交換 : 熱貫流率  $3.5W/m^2 \cdot K$  以下のガラスを設置する工事
2. 外窓交換 : 熱貫流率  $3.5W/m^2 \cdot K$  以下の窓を設置する工事
3. 内窓設置 : 樹脂フレームで Low-E 複層ガラスの内窓を設置する工事

### ② 屋根・天井・外壁・床の断熱改修工事を含む場合

屋根・天井・外壁・床の断熱改修において、下記の式により算出される断熱材の最低厚さ以上の断熱効果が認められる断熱材を使用する工事であること。

$$\text{【断熱材の最低厚さ(mm) = 断熱材の熱抵抗値} \times \text{断熱材の熱伝導率} \times 1000 \text{】}$$

※ 熱抵抗値は、別表「断熱材の熱抵抗基準」に掲げる施工部位ごとの値を使用

### **③ 浴室の改修工事で申請する場合**

浴室または脱衣所において、**固定式の暖房機を設置**する工事であること  
ただし、石油ファンヒーターや電気ストーブ等容易に移動できるものは対象外とする。

### **④ 床暖房設置工事を含む場合**

**固定式の床暖房を設置**する工事

ただし、電気カーペット等容易に移動できるものは対象外とする。

#### **■床暖房の例**

- ① 電気式床暖房：フローリング等の下に発熱シートを敷き、シート内の発熱線を温めて床暖房する方式（配線必要）
- ② 温水式床暖房：フローリング等の下に温水マットを敷き、熱源から温水を循環させて床暖房する方式（配管必要）

■別表 「断熱材の熱抵抗基準」

単位：m<sup>2</sup>・K/W

住宅の種類	断熱材の施工法	部 位		断熱材の熱抵抗の値
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6
			天井	4.0
		壁		2.2
		床	外気に接する部分	3.3
			その他の部分	2.2
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7
			その他の部分	0.5
		枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井
天井	4.0			
壁				2.3
床	外気に接する部分			3.1
	その他の部分			2.0
土間床等の外周部	外気に接する部分			1.7
	その他の部分			0.5
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法			屋根又は天井
		壁		1.7
		床	外気に接する部分	2.5
			その他の部分	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7
			その他の部分	0.5
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		2.5
		壁		1.1
		床	外気に接する部分	2.1
			その他の部分	1.5
		土間床等の外周部	外気に接する部分	0.8
			その他の部分	0.2
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0
		壁		0.9
		床	外気に接する部分	2.1
			その他の部分	1.5
		土間床等の外周部	外気に接する部分	0.8
			その他の部分	0.2